

申請期間

令和6年4月1日(月)～8月30日(金)

実績報告期限

令和7年3月7日(金)

# 燕市木造住宅 耐震診断事業 耐震化事業のご案内



◆申込・申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導チーム（2階 28、29 番窓口）

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568

土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15



## 木造住宅耐震診断事業のご案内



地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震診断を希望し、次の内容に該当する人を対象に、耐震診断料の一部を補助します。

### ◆補助の対象となる住宅（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①燕市内の昭和56年5月31日以前に建築（または着手）された地上2階建て以下の木造住宅であること
- ②1戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること
- ③国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④過去に耐震診断に係る補助金交付を受けていない住宅であること

### ◆補助対象者（次の①～②のすべてに該当するもの）

- ①住宅の所有者、所有者の親族（3親等以内）または対象住宅に居住している賃借者等
- ②燕市税の滞納がない人

※賃借者等は所有者の承諾が必要です。

### ◆申込（申請）期間 令和6年4月1日（月）～8月30日（金）（ただし、土・日・祝日を除く）

※予定数になり次第、終了する場合があります。

### ◆補助金額 ①補助の対象範囲の延べ床面積に応じて定めた耐震診断料から、1万円を差し引いた額

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料	自己負担額	補助金額（限度額）
70㎡以下のもの	8万円	1万円	7万円
70㎡を超え175㎡以下のもの	9万円	1万円	8万円
175㎡を超えるもの	11万円	1万円	10万円

②高齢者等住宅（※）の場合は上記耐震診断料の全額

### ◆交付件数 30戸程度

### ◆申込、申請方法

申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

申込後、補助対象となる物件であれば、申請書類を提出していただきます。

詳しくは営繕建築課にお問い合わせください。



（※）高齢者等住宅：高齢者（65歳以上）のみの世帯または要介護認定者、要支援認定者、身体障害手帳交付者、療育手帳交付者もしくは精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯（申請時に上記の世帯、認定等を証明する書類の写しが必要です）

## 木造住宅耐震化事業のご案内 (耐震改修・耐震建替・住替除却)



木造住宅の耐震化を希望し、次の内容に該当する人を対象に、耐震改修費用、耐震建替費用、住替除却費用の一部を補助します。

### ◆補助の対象となる住宅（既存住宅が次の①～⑤のすべてに該当するもの）

- ①燕市内の昭和56年5月31日以前に建築（または着手）された地上2階建て以下の木造住宅であること
- ②1戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること
- ③国などの特別認定工法以外の住宅であること
- ④事前に耐震診断又は簡易耐震診断を実施した木造住宅で、診断判定の結果、構造評点1.0未満（簡易耐震診断の場合は「倒壊の危険性がある」）と診断されたものであること  
(耐震改修の場合、簡易耐震診断による診断は不可)
- ⑤土砂災害特別警戒区域外（※1）であること



### ◆補助対象者（次の①～④のすべてに該当するもの）

- ①住宅の所有者または所有者の親族（3親等以内）
- ②燕市税の滞納がない人
- ③宅地建物取引業を営んでいないもの（法人は対象外）
- ④対象住宅の除却及び住宅建設を実施（工事発注）する者（耐震建替の場合）

### ◆申請期間 令和6年4月1日（月）～8月30日（金）（ただし、土・日・祝日を除く）

※予定数になり次第、終了する場合があります。

### ◆実績報告期限 令和7年3月7日（金） ※令和7年1月31日（金）までに工事が完了予定のもの

◆交付件数	【耐震改修】	2戸程度
	【耐震建替】	2戸程度
	【住替除却】	20戸程度

### ◆申請方法

申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。  
詳しくは営繕建築課にお問い合わせください。

(※1) 土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあるとして県が指定する区域

(※2) 高齢者等住宅：高齢者（65歳以上）のみの世帯または要介護認定者、要支援認定者、身体障害手帳交付者、療育手帳交付者もしくは精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯

(※3) 省エネ基準：建築物の性能について、エネルギー消費量に基づいた評価をする際の基準となる性能（外皮熱性能と一次エネルギー消費量の2つの基準から評価される）

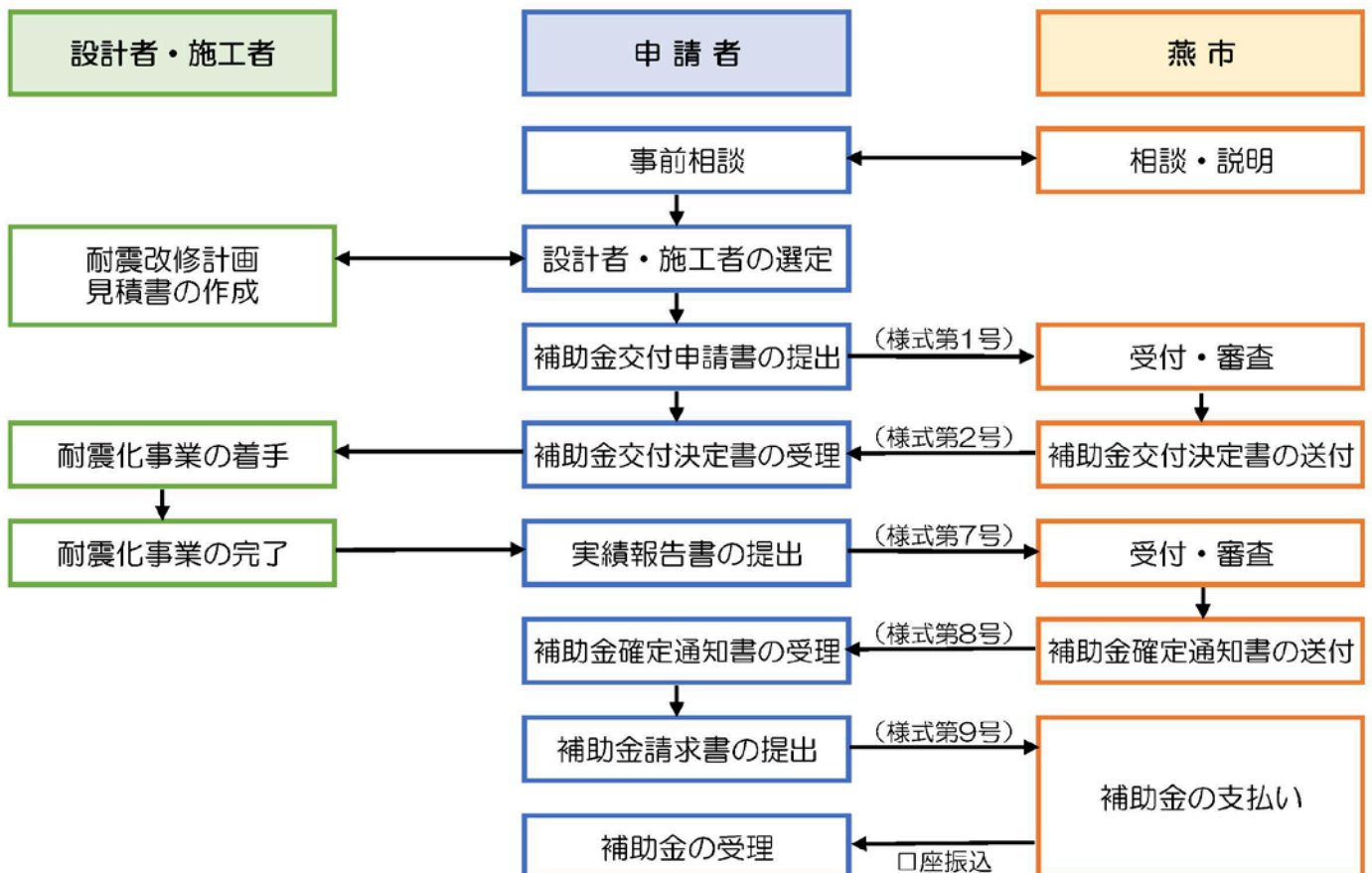
(※4) ZEH水準：断熱等性能等級5以上の基準を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準

## 補助対象要件（耐震改修）

	耐震改修工事 (耐震設計から耐震補強工事まで)	(付帯事業) 省エネ改修工事 ※耐震改修工事に上乗せで補助
補助対象工事	耐震設計により上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事 ※耐震設計のみの場合は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ化の計画の策定(省エネ設計) ※省エネ設計は必須ではありません</li> <li>省エネ基準(※3)又は ZEH 水準(※4)に相当させる改修工事 (設備費は開口部及び躯体の断熱化工事の費用と同額まで)</li> </ul>
補助金額	工事費 (消費税相当額を除く) の 5 分の 4 上限 100 万円 高齢者等住宅(※2)は上限 120 万円	設計: 設計費 (消費税相当額を除く) の 3 分の 2 上限 20 万円 工事: 工事費 (消費税相当額を除く) の 23% 上限 40 万円 (ZEH 水準は 60 万円)
設計者および 工事監理者の資格	以下のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>建築士会西蒲原支部等による木造住宅の耐震診断および補強方法に係る講習を受け、その修了証の交付を受けたもの</li> <li>一級、二級建築士または木造建築士</li> </ul>	
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者	

※耐震改修は原則耐震設計前に申請をしてください。

### 耐震化補助（耐震改修）手続きの流れ





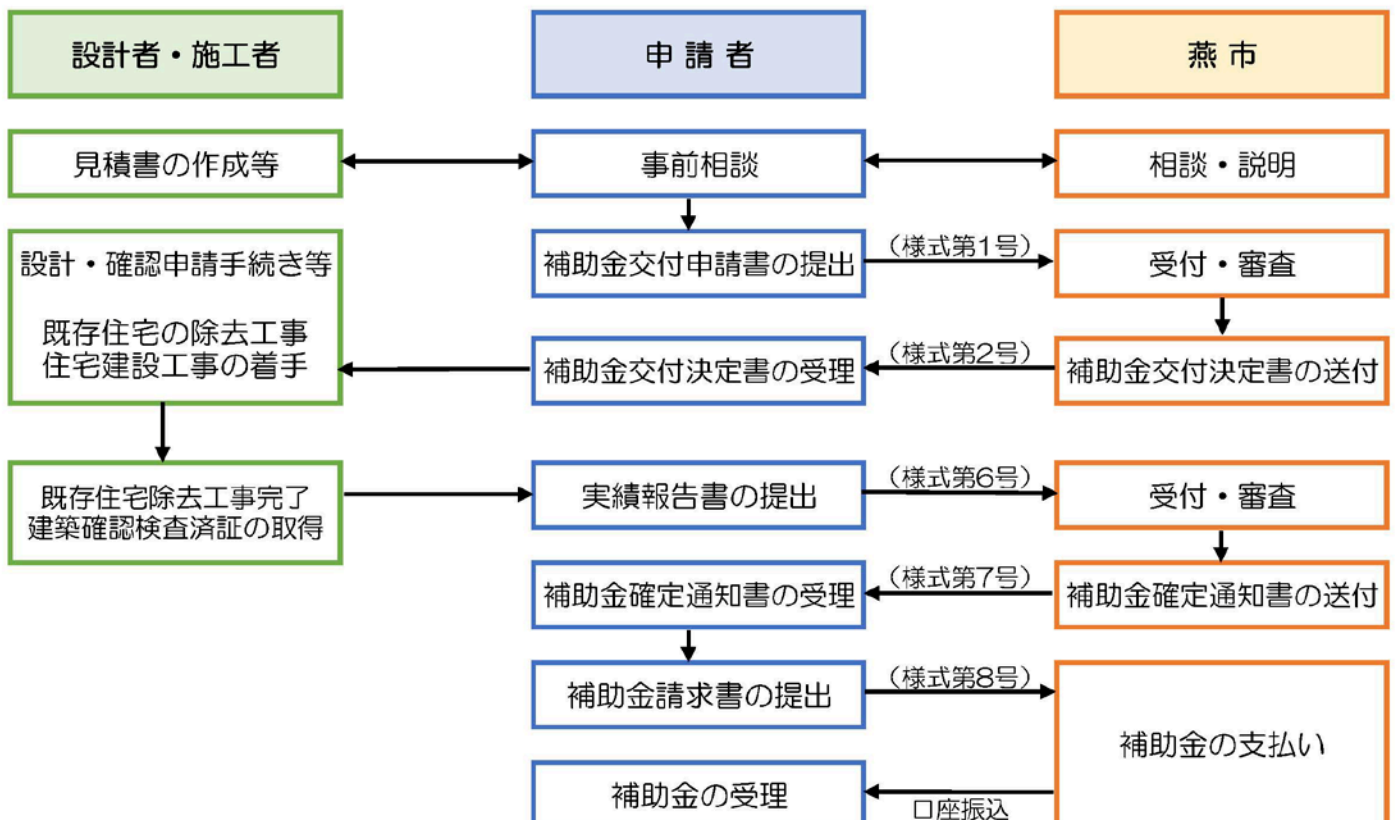
## 補助対象要件（耐震建替）

※省エネ基準又はZEH水準に相当させる工事のいずれかの省エネ化工事を実施することが必須条件です。

	耐震建替工事 (既存解体から住宅建設まで)	省エネ化工事	
		省エネ基準	ZEH水準
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象住宅の除却に係る工事</li> <li>対象住宅の敷地を含む一団の土地における1戸建て住宅の建築工事</li> </ul> ※建築する住宅には「居室・台所・便所・浴室・出入口」が必要です	省エネ基準に相当させる工事 (設備費は、開口部及び躯体の断熱化工事の費用と同額まで対象) ※BELS等による評価書類が必要です	ZEH水準に相当させる工事 (設備費は、開口部及び躯体の断熱化工事の費用と同額まで対象) ※BELS等による評価書類が必要です
補助金額	工事費(消費税相当額を除く)の5分の4 上限60万円	工事費(消費税相当額を除く)の23% 上限40万円	工事費(消費税相当額を除く)の23% 上限60万円
設計者および工事監理者の資格	一級、二級建築士または木造建築士		
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者		

※耐震建替は原則工事着手前に申請をしてください。

## 耐震化補助（耐震建替）手続きの流れ

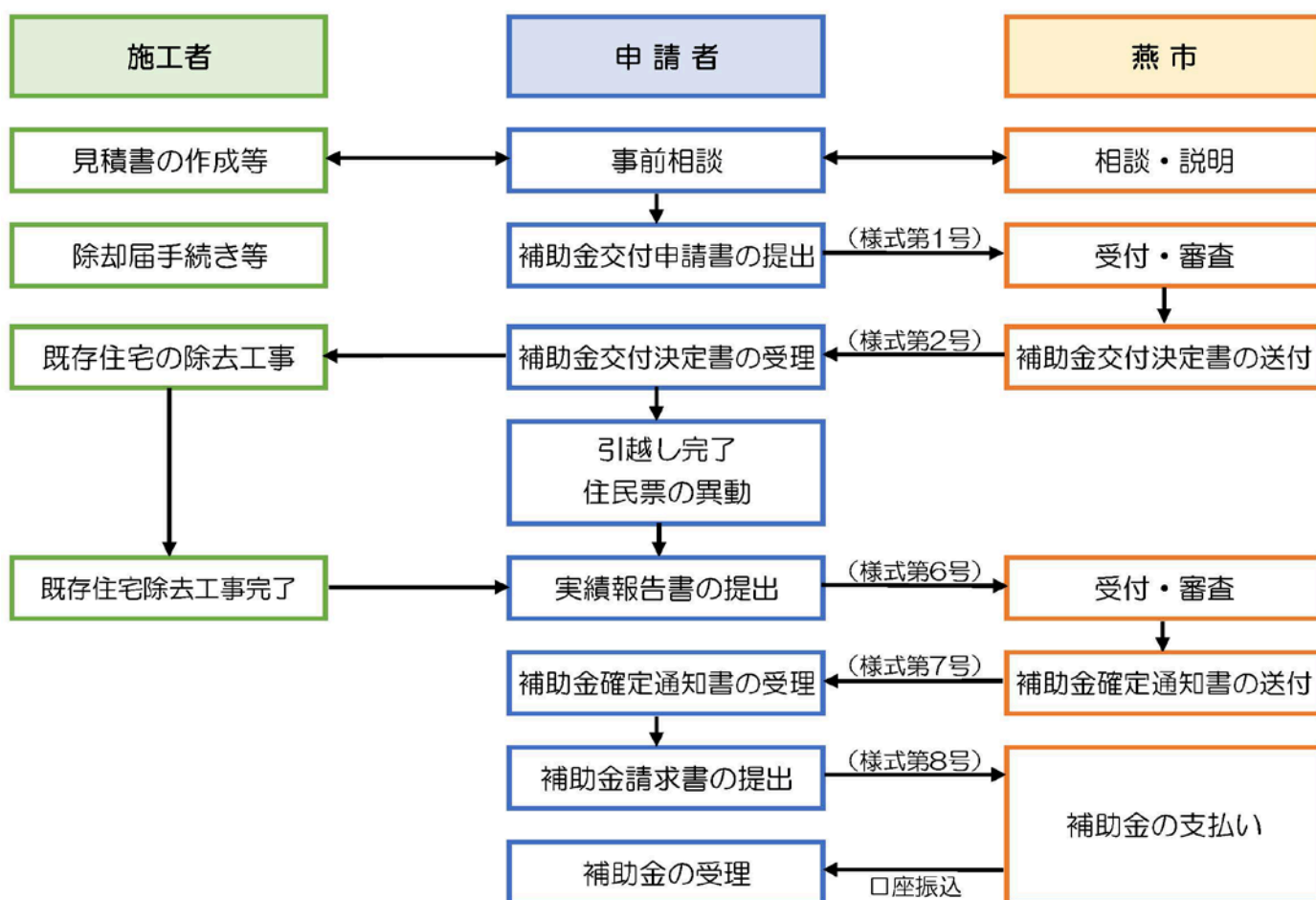


## 補助対象要件（住替除却）

補助対象工事	耐震性のある燕市内の住居（もしくは施設）へ住み替えをするために、現に居住する燕市内の住居を除却する工事
補助金額	除却工事費（消費税相当額を除く）の23% 上限 50 万円
工事施工者の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者

※住替除却は解体工事着手前（原則住民票の異動前）に申請をしてください。

### 耐震化補助（住替除却）手続きの流れ



#### ◆申込・申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導チーム（2階 28、29 番窓口）  
 〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地  
 TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568  
 土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15